

2021年
(令3)

10/13 (火)

請願3-1
検察審査会への不服
申立てを求める請願

小枝議員／請願第3-1 東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願について、賛成の立場から討論を行います。

まず初めに、請願に賛成する理由について、3点述べます。

賛成する理由の第一は、今回の告発が不起訴もしくは罪にあらずとなるならば、日本国憲法最高法規として構築された法治国家としての根幹を揺るがす事態に至るからです。

公平公正であるべき千代田区のまちづくり行政を区民の手に取り戻すため、多くの区民から千代田区議会に対し、真相の解明を求める声が寄せられる中で、千代田区議会が多数の賛成をもって決議し設置した100条調査委員会において行われた証人尋問に当たって、己の保身をはかるために事件の核心に及ぶ部分について、偽証や正当な理由がないままに証言拒絶や、たび重なる委員会への出頭請求及び記録の提出を拒絶したことが法に抵触しないとするならば、千代田区議会をはじめ、全国の議会において、地方自治体の不祥事を正し、疑惑を解明することは不可能となり、地方自治の本旨をも揺るがしかねない重大な問題になると考えます。

賛成する第2の理由は、まちづくりという名の下に行われている大規模開発の結果、首長をはじめ、その関係者が特別の利益を享受することがあってはならないと考えるからです。今回の事件は言うまでもなく、区内における諸開発に当たって、区が積極的に容積率を緩和し、加えて、大規模再開発用地内に在する区民共有の財産である区有地を、20年間という長期にわたり無償で事業者に貸し付け、多額の利益をもたらした見返りに、関連企業が販売した2つのマンションのそれぞれ1室を優先的に購入することを許され、そのうちの1戸においては、短期間で転売することにより、区長とその家族が多額の利益を享受していたということです。

そして、この一連の行為を円滑に進めるために、区長とまちづくり推進部の一部の幹部だけで共謀し、区の定める手続、手順を無視し、議会にも一切報告することなく進め、指摘をすると、過ちを認め反省するどころか開き直る態度に終始しておりました。

賛成する第三の理由は、今回の東京地方検察庁の決定に対し、千代田区議会が検察審査会に申立てを行わなければ、区議会が告発した罪が問われる機会が永遠に失われてしまうからです。

千代田区議会は告発に当たり、昨年7月、当本会議場において、この疑惑についての真相を真実を明らかにすることが本区議会に与えられた使命であり、偽証及び証言の拒絶が明らかな以上、告発することは当然であると述べ、さらに今回の告発がされなければ、地方自治法第100条に基づく調査権は形骸化し、疑惑の真相を明らかにできず、地方自治の本旨をも揺るがしかねない事態を招くと、千代田区民に対し真相解明に向けた強い意志を示しています。

今回の東京地方検察庁の判断が、およそ法の求める趣旨にそぐわないものであると思われる以上、国民の代表者から構成される検察審査会に不服申立てを行うことは、区民にとっての区政はどうあるべきなのかということを示す意味でも、当然のことだと考えます。

賛成討論1人

昨年、区民に対して真相を解明するとした決議の筋を通し、区民代表として毅然とした行動を取ることこそが、区議会の果たすべき役割ではないでしょうか。

去る6月、東京地方裁判所で判決が出されたところですが、石川前区長は区議会による今回の事件の疑惑の追及に真摯な姿勢で臨まないばかりか、区議会を解散するという暴挙に出て、区政の混乱を招いてまでも疑惑を闇に葬り去ろうとしました。

区政を私物化し、区議会の調査を妨害する行為に終始した前区長が行った行為の真相解明を求める姿勢を示さないならば、私たち区議会の存在する意味はどこにあり、区民の信託を応えるという区議会の使命はどこに行ってしまったのでしょうか。

今回の一連の事実は、マスコミはもとより、全国から注目をされている千代田区始まって以来の不祥事です。

検察審査会に申立てを行わないことに、いかなる正当な理由や戸惑いがあるというのでしょうか。

区議会として与えられた権利を遂行し、国民目線での判断をあおぐために、区のまちづくり行政が歪められた真相の究明を果たすことは当然であるということが、私が賛成する理由です。

加えて、過日10月1日に区民の求めに応じ開かれた懇談会から導き出された点を含め、申し述べなければなりません。

傍聴した区民からは、請願者の陳述は区民にとって大変分かりやすく、以下の3点のこと

が明確に分かったと意見がありました。

1、検察は政治案件には積極的に関与せず、不起訴とする傾向があること。

2、起訴したものは検察審査会に対し、その処分の当否を、審査を申立てすることまでが一連の流れであること。

3、申立て者はさらなる証拠を提出する必要はなく、しかも無償であるということ。

なぜ、議会が不服申立てをしないのかが理解できないと、傍聴していた区民は言いました。

さらに本日まで、複数の専門家にこの間のやり取りを検証していただいた結果、反対の立場を唱える議員の大いなる思い違いが明らかになりました。

大いなる思い違いについて、3点、指摘をさせていただきます。

前提として、ある議員は以下のとおり発言をされました。

議会運営ハンドブックによれば、なぜ議会に告発権を付与しているのかというの、調査に実効性を持たせるため。

その調査の目的は、不祥事が起きたときの背景、原因これらを明らかにして、再発防止策を講じていく、ここに100条調査権行使する一番の目的がある。

今回、検察のほうから不起訴処分相当となった4つの項目で、不出頭と証言拒絶が嫌疑不十分となっている、これを争うとするならば、より嫌疑不十分となるような証拠が必要だと、そう言いました。

皆様、御記憶のことと思います。

この大いなる思い違いについて、1点目は、罰則を伴う法律の成り立ちが理解できていないということです。

一般法、特別法を問わず、処罰を伴う刑法の個々の規定には全て保護法益があります。

殺人罪や傷害罪なら、人の生命、身体の安全。

窃盗、強盗罪や詐欺、横領、背任罪なら人の財産。

通貨偽造罪や文書偽造罪なら、通貨や文書に対する社会の信用。

贈賄、収賄罪なら職務の公正。

例えば、令和3年9月7日に秋元司議員は、収賄罪と証人買収罪で有罪になりました。

彼が犯した犯罪そのものについて、収賄罪が成立し、証人買収罪は収賄罪を審理する裁判所の司法作用に対する妨害を処罰する趣旨であり、真実発見ができなくなる危険を生じさせたことに対するペナルティであり、両者の射程範囲は全く異なります。

石川雅己氏は、平成13年2月8日から令和3年2月8日まで、区長として千代田区の業務全般を統括し、千代田区が東京都らと、平成23年に作成していた日比谷エリアまちづくり基本構想を実施するに当たっては、当区議会や所管する委員会に附議（？）ないし報告するとともに、平成24年2月7日、同区企画総務委員会報告。

区有財産の貸付料に関する考え方で示された外部専門家からの意見聴取を行い、区民の代表である千代田区議会にも、区有財産の貸付けの適正等について吟味、検討をする機会を与えるなどして、本来、区民が得られるべき収入を得られなくなるなどの損失をこうむることがないよう、千代田区民のために誠実に職務を遂行すべき任務を有していたのに、石川氏はその任務に背き、三井不動産の東京ミッドタウン日比谷開発に便宜を図った見返りに、まさに三井不動産の事業協力者住戸として、パークコート3番町の1室を抽選不要で取得したという疑惑を抱かれたのです。

これが邪推でなく、事実に基づいた推認であることは、多数のディベロッパーによるごまんとある物件の中から、石川氏とその一族が、わざわざ千代田区内の三井不動産の物件を選んで購入を希望したことからも裏づけられます。

100条委員会において、石川氏からこの推認を覆す合理的な弁解が述べられない限りは、背任や収賄といった本質的な行為を認定して、検察庁に告発することもできたはずです。

ところが、石川氏は肝腎のところで弁解をつくすことなく、三井不動産からの資料に反する証言をし、事業協力者住戸でないと知人に聞いたとしながら、当該知人が誰であるかを明らかにせず、調査権を妨害した結果、背任や汚職疑惑の真相究明を拒んだのです。

刑法上の司法妨害罪も、地方自治法上の調査権妨害罪も、真相究明を妨害する極めて悪質な行為であり、だからこそ地方自治法は偽証等の妨害罪について、告発するかしないかについて議会の裁量の余地なしに、告発しなければならないと義務規定にしていることを、議員が理解できていないことが分かります。

また、反対論を述べる議員はこう続けました。

都市計画等の規制緩和が背景とそこまで述べている。

原因については、倫理性の希薄感であると。

しかし、この程度のことでの背景や原因を明らかにしたとは到底言えないのです。

真の原因究明なく、まちづくりのルール、区有地の処分、あるいは特別職の政治倫理条例を制定したところで、再発防止策にはなりません。

真の再発防止を期するためには、4つのステップが必要です。

まず、1、事実を調べ、2、それが法律をはじめとする社会のルールに違反すると言えるか否かを判断し、3、ルールに違反するなら謝罪、処罰、賠償をさせ、4、再発防止の策定に進まねばなりません。

ところが、日本では往々にして、1、事実認定等、2、ルール違反か否かの判定を下さないまま、3、誤解を与えるようなことをして、遺憾です程度の謝罪や、その地位を引くことで謝罪とみなし、処罰や賠償をさせないため、人が代わっても同じような不祥事が繰り返えされる事態が多いことは、子供でも御存じのことです。

官民間わず、1と2のステップを回避すれば、何度も同じことが起こります。

事実認定を妨害されたことについてけじめをつけず、いくら4を進めていますと胸を張つても、実際は4も進めておりませんが、全く意味がないということに気づいておりません。大いなる思い違いの2つ目を申し上げます。

2つ目は、検察官も官仕えのサラリーマンなのです。

選挙で選ばれた政治家やその取り巻きに対する告発には消極的であり、大物OBが弁護人につければ、将来自分が大物OBの系譜に連なるため、その意味、意向をくみ取り、検察審査会にはかるまではろくな捜査をせず、外部からは捜査に見えて、実は不起訴採点の理由になる事実を探しているだけという事実を見落としているということです。

告発したが不起訴になったとしても、イコール証拠が足りなかったとは言えないことをあれだけ指摘しても、聞く耳を持ちませんでした。

最近の事例だけ見ても、黒川検事長の常習賭博罪、カニメロンを配った菅原一秀議員の件など、安倍元首相の公職選挙法違反、そしてこのたび、岸田新総裁の下、新幹事長に就任した甘利明及びその秘書が、建設業者側から口利きの見返りに多額の報酬を受け取ったとして、あっせん利得処罰法違反に問われた大臣辞任をしたその件も、告発を受けて最初に出される結論は判で押したように不起訴だったことは、御記憶のことだと思います。

検察審査会は、これらの幾つかの件に対して、不起訴不当等の結論を導いていることも御存じでしょう。

ロッキード事件の頃は、巨悪を眠らせない気概にあふれ、最高の捜査機関と言われた検察も今は昔、ここ数年は広範な裁量権に物を言わせ、上司や政治家の犯罪については、最悪の揉み消し機関になってしまっていることは、新聞に目を通せば周知のことかと思っておりました。

区議会が告発した件は、偽証したか否か、証言を拒否したか否か、委員会に出頭したか否か、記録を提出したか否か、いずれもあったかなかつたかレベルの形式的判断で済む事柄

であり、告発を受けてから半年も1年も捜査が必要な事実認定の困難さはありません。本件はいわゆるハードケースではありません。

これを、令和3年6月11日まで引っ張った上で不起訴にしているのは、極めて不自然なことあります。

しかも、この不起訴処分の日からすると、背任の立件を難しくする意図が透けて見えるようです。

検察官からの送致事件の場合、最初に基本のきとして、法定刑によって決められている公訴時効をチェックし、たとえ捜査の結果不起訴にすることになんでも、控訴人や告発人に検察審査会に申し立てるか否かを考慮するに足る時間的な余裕があるように、大急ぎで捜査をして、公訴時効完成前、1か月から数か月前の余裕を持って不起訴処分を行うものだそうです。

時効ぎりぎりで不起訴にすることや、ましてや時効をとかして（？）不起訴にすることをしないのです。

もちろん、告訴や告発の事実自体を認定することは困難と思われても、他の犯罪が成立しないか、十分に吟味することのことです。

今回、100条委員会が提出した資料を、検事のような刑事司法のプロが見れば、告発自体は証言拒絶等、調査権妨害の形式犯にとどまっていても、背任なり、加重収賄なりといった、実態犯成立の可能性が高いことは一目瞭然です。

とりわけ、石川氏の署名押印のある日比谷の平成28年6月3日付基本協定及び無償使用貸借契約締結行為は、契約書上の記載から容易に認定できる石川氏の決定的任務違反行為、いわゆる、背任行為が成り立つと指摘する方もいます。

石川氏の主任弁護人は、検察内でも切れ者で知られた大物OBであったようで、この行為が行われた平成28年6月3日から5年を計画させるため、担当検事に対して処分を待ってくれと要望するなどあり得ることですし、担当検事やその報告を受ける上司も、その意図を分かりながら応じることも可能です。

こうしたどこの世界もある忖度やなれ合いに対し、検察審査会とは国民の目線から調査権の妨害行為は明らかではないか、あるいは、証拠十分なのにおかしいですねとか、検察権の行使は公平にしなければいけませんよと、そうした注文をつけることができるのが、国民から選ばれた検察審査会なのです。

告発したが不起訴になったこととは、イコール証拠が足りなかつたということではないのに、なぜ議会は結論の見直しを求めないのでしょうか。

石川氏が区長であった当時、告発し、辞めた今では問題としないという態度では、100条調査権を政争の具にしたと見られても仕方がないのではないでしょうか。

この大いなる思い違いについて、もう一つ、3点目があります。

このような石川氏の背任的行為のお膳立てをした方を、新副区長就任を承認する今日この日に、石川氏らの検察審査会に不服申立てをしない決定をセットで行うことが、再発防止

ならぬ、再発促進のカンフル剤になってしまふということが、議会は分かっていないということです。

副区長は、平成23年4月から当区のまちづくり推進部景観都市計画課長、平成27年4月から29年3月まで当区まちづくり推進部まちづくり担当部長を勤めた人物であることは、皆さんよく御存じのことです。

この間、新副区長は東京ミッドタウン日比谷の事業に関し、千代田区や区民全体のために尽力しなければならないのに、その任務に背き、平成27年9月17日、用地問題検討会において、東京ミッドタウン日比谷予定地に隣接する区道を廃止し、つけ替えて創設する広場を、一般社団法人日比谷エリアマネジメントに無償で貸し付ける方向性を了承し、同月18日、第27回調整会議において、日比谷エリアマネジメントに同広場地下部分に設置予定の店舗から賃料収入を得させて、同広場等の維持管理や運営を行わせるという日比谷型エリアマネジメントスキームを確認し、石川氏による前期基本協定や無償使用対策契約締結のお膳立てを行った、いわば石川氏の背任的行為の共犯です。

この方を新副区長の地位につけることは。

議長／小枝議員、発言を止めてください。

今、請願の賛成討論を、小枝議員していただいて。

小枝議員／今、賛成討論をしています。

議長／討論をしていただいている。

請願の趣旨の範囲を超えないようお願いします。

今お話を聞いていると、副区長人事のお話まで出ていました。

先ほどは、反対議員に対する批判を繰り返し行っていたようにも思います。

今は、この請願に対する討論を行っているところでございますので、それに趣旨に沿った形で討論を行っていただきたいと思います。

行っていただけますか。

小枝議員／分かりました。

趣旨に沿っています。

議長／ちょっと待ってください。

では、始めてください。

小枝議員／その方を、新副区長の地位につけることは、石川氏の手法が今後も千代田区内において存続され、外神田であれ麹町であれ、住民と真摯に話し合うことなく開発を進め

るという宣言になるとともに、石川氏らによる区政の私物化について異議を唱えることはできない、異議を唱えても出世しない、まちづくり行政に配属になり、上司のいいなりに開発を促進すれば、ゆくゆくは氏のように出世し、ひいては氏の先輩、石川氏の片腕で平成18年7月から平成23年3月までまちづくり担当部長、同年4月、家族会社設立、平成27年4月、同区建築審査会委員であった方のように、日比谷エリアマネジメントから同企業に年間300万円も流してもらえるなど、バラ色の老後が待っている。

区民が何と言おうとも、無視して開発を推し進めようという職員を次々と生み出し、従わなければ左遷、もしくはボウケイに振り分けられていくことを既に職員は感じています。

住民は、そんな千代田区に希望を見出すことができるでしょうか。

そのような事態は決して容認できません。

首長であれ、議員であれ、職員であれ、公務員は公平に仕事をし、私利私欲なく努めるべきで、このようにシンプルなことを首都東京の中心である千代田区において実現したい。区民に選ばれ、議員となった者として、このような区民の切なる望みを代弁するのが私の役割と考え、東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願に賛成をするものです。

以上、賛成理由は以上でございます。

ありがとうございました。

